

令和6年度 桜江中学校部活動規約

- 第1条 ○競技力・技術力の向上とマナーの向上。
○自主性・積極性があり、自己管理能力を備えた生徒の育成。
○強い連帯感と好ましい人間関係を育てる。

第2条 ○部活動は女子バレー部、吹奏楽部（男・女）、陸上部（男・女）を設ける。

第3条 ○部活動に係る費用は教育振興会・個人負担をもって行なう。

第4条 細則 ※別紙（1）参照

1. 終了時刻 4月から7月まで …18：15完全下校
9月 …18：00完全下校
10月1日から2月まで…17：30完全下校
3月 …18：00完全下校

- ・基本として、土曜、日曜日のどちらか1日は休みにする。
- ・基本として、月曜日は休みにする。
- ・しまね家庭の日（毎月第三日曜日）は休みとする。

2. 定期テスト前の部活動は、7日前から行わない。また、試験日も休止期間とする。
→1学期中間テスト前、部活動によってはブロック大会に参加するための練習を放課後行っても良い。（テスト3日前まで）

3. 月に1度程度はミーティングを開き、自分達自身の反省の場を設ける。

4. 試合結果報告は全校集会で行い、記録を受賞の記録（文書ファイル215）に記入する。

5. 部活動時の服装は制服または体操服、あるいは各部で定められたもので行うこと。

6. 休日、長期休業中の部活動

- ・登下校時の服装は制服または体操服、あるいは各部で定められた服装とする。
- ・8月11日～16日、12月29日～1月3日閉庁日の部活は、原則として行わない。

7. 挨拶・生活態度・下校時の安全指導についても部活動を通して指導する。

8. 安全・安心で、充実した部活動にするために、顧問は生徒の活動に立ち合い、直接指導・支援や見守りを行うことを原則とする。やむを得ず直接練習に立ち会えない場合には、他の顧問と連携、協力し、あらかじめ顧問と生徒との間で約束された安全面に十分に留意した内容や方法で活動する。

<留意事項>

- ・練習の取り掛かりを早くし効率の良い練習をする。
- ・目的と見通しを持った計画性のある指導をする。
- ・見通しを持った活動予定表を作成し、生徒や保護者に知らせる。
- ・弁当を必要とする場合はジュース類を学校に持ち込まない。
- ・完全下校時刻を厳守する。

<参考事項>

- ・生徒会活動日となる短縮授業の火曜日（原則として第1週）は、終礼後に生徒会活動を優先する。
時間は16：30までとする。

<備考>

- 保護者による生徒輸送がある部は、あらかじめ保険加入をしておく。
- 新入生の入部までの日程（全ての部活動で見学または体験する）

別紙（１） 休養日・活動時間の設定

部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、学業、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、基準を以下のとおりとする。

◎江津市部活動の在り方に関する方針（令和6年9月改訂版）に基づく

①学期中

〈休養日の基準〉

週当たり2日以上休養日を設定する。

（平日に少なくとも1日以上、かつ土曜日及び日曜日に少なくとも1日以上を休養日とする。）

〈活動時間の基準〉

1日の活動時間は、平日では長くとも2時間程度、学校の休業日は長くとも3時間程度とする。

②長期休業中

〈休業日・活動時間の基準〉

○休養日の設定は学期中と同じ（週2日以上）

○活動時間の設定は学期中の週休日と同じ（長くとも3時間程度）

③共通の部活動休止期間

○夏季学校閉庁日：8月11日～16日（6日間）

○冬季学校閉庁日：12月29日～1月3日（6日間）

○定期試験時の部活動休止期間：試験前日までの7日間と試験日

（今年度の桜江中の動き）

○原則、土日のどちらかを休養日にする。

○練習試合については、季節や学校行事、生活に合わせて休養日のバランスを考え実施をしていく。
→中体連主催の大会参加を考慮し、大会終了後早い時期に休養日を設定する。

○日没時刻との関係上、冬期の活動時間は夏期に比べて短くなることも考えられるため、季節によって活動時間を適切に設定する。川越方面の下校バスの調整のため、冬季（10月～3月）は部活動主任と相談の上、前月中旬までにバスの予定を決定する。

○長期休業中の活動では、ある程度長期の休養期間を設定する。